

やまぐち三世代同居・近居 住宅支援事業補助金

募集のご案内

- ★県では、世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりとして、新たに三世代での同居や近居を始めるために住宅の改修等を行う方に対して助成を行う「やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金」を、創設します。
- ★この度、補助金の募集を開始しますので、申請を希望される方は、交付要件等に留意の上、ご応募ください。



募集期間

H28.6.1(水)～6.30(木) 17:15

応募件数が予算額(最大 30 戸)を超えた場合

→ 抽選により当選順位を決定し、予算額に達するまで、交付対象となる方を選定します。

応募件数が予算額に満たない場合

→ 平成 28 年 7 月 1 日 (金) 以降、随時募集で先着順となります。



補助対象者

- 山口県内で新たに三世代同居・近居を始める者

※既に、三世代での同居又は近居をしている場合は対象外です。

※「三世代」とは、親子（子どものうちの1人が小学校修了前であること。妊娠中である場合も含む）及び子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方の場合も含む）をいいます。

※「近居」とは、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅が同一小学校区内又はその間の直線距離が2km以内にあることをいいます。

- 平成 28 年 6 月 1 日以降に契約締結し、平成 29 年 3 月 31 日までに同居・近居を開始



補助対象工事

- 新築等に要した金額が **300万円以上**

※次に掲げる額の部分は除きます。

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 国や県が行う、他の補助金等を活用した工事の部分に係る経費
- ・ 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

- 住宅の床面積は **75平方メートル以上**

- 次の **いずれかの工事等に該当**

- ① 三世帯同居のために行う、現住居の増改築又は改修
- ② 三世帯同居・近居のために行う、中古住宅の購入
- ③ 三世帯同居・近居のために県外に居住する者が行う、新築又は住宅（中古住宅を除く。）の購入



※「増改築」とは、既存の住宅の床面積を増やす工事又は間取りを変更する工事を行うことをいいます。

※「改修」とは、既存の住宅のエネルギー使用の合理化、バリアフリー化若しくは防犯性能の向上に資する工事又は台所、浴室、洗面所若しくは便所の設備の修繕、取替え等に関する工事を行うことをいいます。

※「中古住宅」とは、人の居住の用に供したことのある住宅又は建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅をいいます。



補助額

区分	【同居】	【同居・近居】	【同居・近居】
	①現住居の増改築・改修	②中古住宅の購入	③住宅の新築等
県内居住者	50万円		対象外
UJターン者	100万円		50万円



応募方法

- 補助金交付申請書に必要な書類を添付の上、持参又は郵送により山口県土木建築部住宅課まで提出してください。
- 補助金の交付要件や申請様式などの具体的な内容は、住宅課ホームページに掲載しています。

(URL) <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18900/sannsedai/hozyokinn.html>



応募先（お問合せ先）

- 山口県 土木建築部 住宅課 住宅企画班
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電話：083-933-3874 FAX：083-933-3899

山口県住宅課三世帯

検索

E-mail：a18900@pref.yamaguchi.lg.jp